

一般用医薬品の電話等による通信販売継続を求める声明

全国伝統薬連絡協議会

本日、薬事法施行規則等の改正が公布されるとともに、医薬品の販売方法に関する検討会が開催されることにつき厚生労働大臣より表明がありました。本件に関する本協議会のコメントを下記のとおり表明いたします。

[要約]

本協議会の要望をお伝えし続けてまいりましたが、昨年9月17日の厚生労働省令案のまま、省令が公布されたことには、多くの患者様にご迷惑をお掛けすることになるとともに、本協議会の会員企業にとっては死活問題であり、全く承服することが出来ません。よって今回、医薬品の販売方法に関する検討会が開催されるにあたり、当該検討会に積極的に関与し、伝統薬の販売が継続していけるよう最大限の努力を致す所存です。

記

1. 本協議会は、一般用医薬品の電話等による通信販売を継続して行っていけるような内容の省令を公布されるよう要望し続けてきました。しかし、公布された省令は、本協議会の意見が全く反映されておらず、猶予措置すら取られていません。この省令の内容のまま施行されれば、本協議会の会員企業にとっては死活問題であり、多くの患者様にご迷惑をお掛けすることになるかも知れないことを考えますと本当に残念でなりません。
また、日本の文化的遺産である伝統薬の多くがこの省令により途絶えてしまっているのか、はなはだ疑問であります。
本協議会は、今回の薬事法改正が、国民のための法改正であり、国民の安心と安全を守っていくための法改正であると信じております。
2. 本当に国民の安心・安全を守るためには、一般用医薬品はどのような環境で販売されるべきなのか、実質的に何が必要なのか議論を行い、伝統薬の販売が継続していけるように省令改正を求めていきます。
3. 今回、舛添厚生労働大臣直属で、医薬品の販売方法による検討会が新たに設置されることとなり、当該検討会において、伝統薬の販売方法を理解いただき、国民の安心・安全対策に必要な環境整備に関する議論をすべきと考え、本協議会も、当該検討会に積極的に関与していく所存であります。
4. 本協議会は、伝統薬の販売に係るルール整備等につき協議会内で議論を開始しており、電話等による通信販売を行う上での安全な販売環境の整備と国民の安心・安全の維持向上に向けての努力を精力的に続けていく所存であります。

以上

本資料に関するお問い合わせ先

全国伝統薬連絡協議会事務局 広報担当：津下（つげ）

TEL：096-289-4068 携帯電話：090-8667-8017

E-mail：kyougikai@saishunkan.co.jp

全国伝統薬連絡協議会事務局

TEL：096-289-4131 FAX：096-289-6000

(別紙 1：全国伝統薬連絡協議会について)

- 名称 全国伝統薬連絡協議会
- 所在地 〒861-2201 熊本県上益城郡益城町寺中 1363-1 (再春館製薬所内)
- 設立年月日 平成 20 年 10 月 11 日
- 会員 35 社
17 都府県 (1 都 2 府 14 県)
茨城県、千葉県、東京都 (3)、長野県、富山県、岐阜県
京都府、奈良県 (5)、大阪府、和歌山県、兵庫県 (2)、愛媛県、山口県、
福岡県 (2)、大分県、熊本県 (8)、鹿児島県 (4)
※ 数字のない府県は各 1 社
- 役員
 - 会長 八ツ目製薬株式会社 (東京都) 代表取締役社長 加次井 商太郎
 - 副会長 株式会社奥田又右衛門膏本舗 (岐阜県) 代表取締役社長 日向 靖成
 - 理事 有限会社渡部晴光堂 (熊本県) 代表取締役社長 渡部 展行
 - 理事 株式会社亀田利三郎薬舗 (京都府) 代表取締役社長 亀田 利太良
 - 理事 株式会社再春館製薬所 (熊本県) 代表取締役社長 西川 正明
- 活動目的

伝統薬は一般用医薬品の中でも、長い伝統と使用経験を積んでおり、その処方と製法の起源は江戸時代あるいはそれ以前にさかのぼるものもあります。その長い歴史の中で、数多くの人に使用されて病気の治癒に貢献して参りました。この医療分野の重要な財産であり日本の文化遺産とも言える伝統薬の維持・継承を通じて、以下の目的の実現を目指します。

1. 利用者の QOL の維持・向上

伝統薬の利用者には、離島・山間部の患者や、近くに薬局やドラッグストアがない患者、身体的理由等で外出が出来ない患者、漢方薬などかかりつけ薬局で自分にあった医薬品を購入していたが、遠方に引っ越しをし、購入が困難になった患者など、直接医薬品を薬局等から購入することが困難な方々があります。

当協議会では、患者を含めた利用者の方々の QOL を低下させることがないように、改正薬事法の趣旨でもある情報提供と安全性の確保に係わる取り組みをさらに追求して参ります。

また、来年 6 月の改正薬事法全面施行に対し、使用を望んでもその医薬品の入手が困難になり、治療の機会がなくなることがないように、販売方法についても検討を重ねつつ、関係各所との協議を重ねて参ります。

2. 高い安全性と利便性に優れた販売形態の維持・強化

そもそも伝統薬は、長い歴史や使用経験を通じその安全性が裏打ちされて来ました。加

えて電話等の対応による販売の手法は、「かかりつけ薬局」を確保する一つの有効な手段でもあります。例えば万一有害事象が発生した際にも、製造・販売元がいつ、誰が、何を購入したかを把握していれば、購入者へ直接連絡を取り迅速に対処することが可能です。また、お客様も電話を通じて直接、製造・販売元に相談することも可能です。

一方、改正薬事法によりこうした安全性の高い伝統薬が販売できなくなると、健康被害増大の危険性や、安全性の担保されていない海外品や違法医薬品への関心が高まり、個人輸入等による使用で健康被害の増大も懸念されます。

こうした事態を防ぐためにも、患者を含めた利用者のために今後とも高い安全性を確保しながら、利便性の高い販売形態を継続していけるよう協議を重ねて参ります。

3. 後期高齢者の医療費適正化を中心とする予防医学への貢献

伝統薬は、伝統医学に基づく医薬品や、古くから民間に伝えられてきた医薬品で、予防医学の考え方から入院等に至る前に自ら治す、セルフメディケーションの見地に立つものです。

伝統薬の存続・発展を図ることで、今後さらに社会的ニーズの増す予防医学の発展、特に後期高齢者の医療費の適正化に貢献して参ります。

以上

(別紙 2: 全国伝統薬連絡協議会 会員企業一覧)

(五十音順)

	所在都道府県名	企業名	代表名
1	鹿児島県	有限会社 青木流芳院	青木 浩太郎
2	富山県	株式会社池田屋安兵衛商店	池田安隆
3	大分県	うすき製薬株式会社	後藤 國利
4	大阪府	大杉製薬株式会社	森 清子
5	奈良県	大峯山陀羅尼助製薬有限公司	久保 洋一郎
6	岐阜県	株式会社奥田又右衛門膏本舗	日向 靖成
7	鹿児島県	鹿児島県製薬株式会社	寺原 秀昭
8	京都府	株式会社亀田利三郎薬舗	亀田 利太良
9	茨城県	合名会社川又薬局	川又 慎
10	熊本県	熊本共立製薬有限公司	金子 良蔵
11	千葉県	有限会社郡司勘兵衛薬局	郡司 博夫
12	熊本県	株式会社再春館製薬所	西川 正明
13	兵庫県	株式会社サツマ薬局	野口 恵司
14	東京都	株式会社霜鳥研究所	栗原 康雄
15	熊本県	株式会社昇龍堂製薬	吉田 淳子
16	福岡県	新日本製薬株式会社	後藤 孝洋
17	鹿児島県	有限会社角野製薬所	角野 隆一
18	熊本県	田尻製薬有限公司	平田 志保
19	兵庫県	株式会社ドラッグピュア	大平 真理子
20	奈良県	中村薬品工業株式会社	中村 善行
21	長野県	日野製薬株式会社	井原 正登
22	山口県	深井薬品工業株式会社	深井 孝利
23	福岡県	株式会社福岡薬工社	武石 卓
24	奈良県	株式会社藤井利三郎薬房	藤井 泰育
25	和歌山県	有限会社本町薬品	釘貫 ふじ
26	愛媛県	松田薬品工業株式会社	古川 賢
27	鹿児島県	有限会社森回春堂	森 昭雄
28	東京都	八ツ目製薬株式会社	加次井商太郎
29	東京都	株式会社山崎帝國堂	竹内 彪衛
30	奈良県	大和合同製薬株式会社	増田 善昭
31	奈良県	株式会社雪の元本店	藤本 伸浩
32	熊本県	吉田松花堂	吉田 順硯
33	熊本県	合資会社吉田整骨院製薬所	吉田 竜児郎
34	熊本県	苓州製薬合資会社	石井 良久
35	熊本県	有限会社渡部晴光堂	渡部 展行